平成２５年（フ）第１３９号
茨城県水戸市住吉町229番地の３
債務者　石川ひとみ
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０７号
茨城県土浦市乙戸1043番地12、前住所茨城県土浦市右籾2067番地４　ウエストピークⅡ202
債務者　蛯澤　　航
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５３号
山梨県甲斐市竜王1994番地１　リバーサイドパーク307
債務者　坂本　　覚
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
山梨県甲府市大里町4153番地１　依田ハイツD202号室
債務者　伊藤奈保子
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
静岡県賀茂郡松崎町江奈16番地の１の３
債務者　田所　　舞
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第８４２号
名古屋市南区立脇町２丁目２番地の１　立脇荘202号
債務者　小川　紀子
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９号
三重県鈴鹿市長太新町３丁目８番39号　ベイシティ鈴鹿102号
債務者　鯖戸みどり
１　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９１号
三重県鈴鹿市稲生こがね園19番８号　マンションこがね３Ｈ号室
債務者　髙倉　　翔
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４６号
滋賀県高島市マキノ町高木浜１丁目18番地６セジュール潤105号
債務者　西澤　保輝
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６１号
滋賀県湖南市中央１丁目42番地　ライフレジデンス21―401
債務者　蔭井ふみか（旧姓杉本）
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７８号
大津市本堅田５丁目２番８号　郁文館Ⅲ605号
債務者　石黒　和彦
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９５号
大津市大平１丁目10番３号
債務者　上村カツ子
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１７号
滋賀県草津市平井２丁目８番15号
債務者　小川　仁志
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０号
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀1462番地
債務者　中居　幸江（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３７号
鳥取県鳥取市桜谷13番地２、旧住所鳥取県鳥取市国府町新通り３丁目368番地１　エスプラナーデ205号
債務者　黒川藤太郎
１　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０３８号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目26番１―706号
債務者　藤友三代子
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４７号
広島市中区平野町４番８号
債務者　田坂　陽一
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部